

浜田市職員措置請求に関する監査結果

(「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務委託」に関する件)

第 1 請求の受付

1 請求人

住所 省略

氏名 省略

2 請求の内容

請求人提出の浜田市職員措置請求書の請求の要旨は次のとおりであり、事実証明書は省略する。

(1) 請求の対象となる財務会計上の行為

令和 5 年度「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務委託契約」において、浜田市が三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社に対して遅延損害金を請求していない事実

(2) 措置の請求

- 1 契約上の履行日及び納期遅延の有無を厳格に調査すること。
- 2 遅延損害金を算定し、速やかに請求すること。
- 3 検査の適法性を再確認し、違法が認められる場合は是正措置を講ずること。
- 4 必要に応じて関係職員の責任を明らかにすること。

(3) 請求の理由

ア 履行遅延の判明と減額支払義務

令和 7 年 8 月、当初「令和 5 年 12 月 8 日受領」とされていた納品書の受領日が「令和 5 年 12 月 15 日」に訂正された。これにより、契約上の納期 12 月 8 日を経過して履行されたことが明らかとなった。契約書には履行遅延時の遅延損害金条項が存在しており、市は減額支払義務を負う。しかし、市は遅延損害金の算定及び請求を行っていない。

イ 違法又は無効となる可能性のある支出の維持

地方自治法第 234 条の 2 第 1 項は、給付の完了確認のための検査を経た後でなければ支出できないと定めている。本件では職員は納期内履行を前提とした検査を行ったと起案に書き、コンサルからの納品書に遡った日付の受領印を押して契約管理課に確認させている。契約管理課はこの起案と添付書類を確認し、支出決定がなされていたが、受領日の訂正によりその前提が崩れている。それにもかかわらず、市は再検査、減額措置、返還請求等を行っていない。

また、業務仕様書に照らして「県内及び周辺自治体におけるアイススケート場の需要調査」、「照明設備の更新コストを含めた将来収支シミュレーションの作成」、「実現可能性の観点からの比較検討」の 3 項目が未達であり、現在も履行未了の状態にある。

これは違法又は無効となる可能性のある支出を、是正せず維持している状態である。

ウ 虚偽公文書との接続及び刑事責任の可能性

本件支出の前提となった公文書は、納期内履行があったという内容で作成されている。しかし、後に受領日が訂正されていることから、当初の記載内容が事実と異なっていたと市が自ら認めていることになる。仮に実際には納品が行われていないことを知りながら、「納品があった。検査を行った。」という虚偽の内容の公文書が作成され、これを基礎に公金支出を行わせた場合、刑法第 156 条（虚偽公文書作成等）や刑法第 158 条（虚偽公文書行使罪）に該当する可能性を否定できない。

また、市の職員が履行遅延を認識しながら遅延損害金請求を行わず満額支出を維持した場合、市に財産的損害を与える行為として刑法上の背任的評価がなされ得る。

3 請求書の受理

本件請求は、令和 8 年 2 月 27 日に提起され、令和 8 年 3 月 5 日付けで受理した。

第 2 監査の実施

本件請求について、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

請求の内容及び要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を令和 5 年度「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務委託」に係る納品書の受領日が訂正されたことに対して、納期遅延の有無の調査、遅延損害金が発生していないのか、財産の管理を怠る事実があるのか否かとした。

2 監査の期間

令和 8 年 2 月 27 日から令和 8 年 4 月 20 日まで

3 監査の対象部課

教育委員会スポーツ振興課

4 請求人による陳述及び証拠の提出

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 24 日に、請求人による陳述及び証拠の提出の機会を設けた。陳述には、請求人が出席し、浜田市職員措置請求書に従いその趣旨を述べた。また、同日に追加の証拠の提出があった。

5 関係職員による証拠の提出及び陳述

令和 8 年 3 月 18 日に関係職員から弁明書及び証拠書類の提出があった。

また、令和 8 年 3 月 26 日に、教育委員会スポーツ振興課長及びスポーツ振興係長から弁明聴取した。

陳述の要旨は次のとおりである。

請求人の請求の要旨について否認する。

- (1) 履行遅延の判明と減額支払い義務の主張に対する担当課の所見
「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する

る調査検討業務委託契約書（以下「本件契約書」という。）第6条の違反がない。三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社との契約により実施した本件契約書については、令和5年12月6日に市にデータにて報告書の提出があり、同月8日に市から同社に対し、内容の確認をして、了承であることを伝えているため、その時点で納品はされている。確かに業務仕様書には成果品を紙媒体と電子媒体で提出するよう規定されているが、本件契約書の条文には「委託業務完了報告書を10日以内に提出しなければならない」と定められているにすぎないため、本件契約書第6条の報告書をデータで提出し、本件契約書第7条の検査後に訂正したものをデータで提出の上、本件契約書第7条第3号に基づいて再度報告書（成果物）を提出することが契約違反ではない。なお、少なくとも契約当事者である市及び三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社は直接やり取りをしながら成果物の提出の方法を双方了承の上で行っており、契約違反ではない。よって、地方自治法第242条第1項の財産の管理を怠る事実には該当せず、本件住民監査請求は棄却すべきである。

(2) 違法又は無効となる可能性のある支出の維持の主張に対する担当課の所見

ア 請求人は、本件契約書第6条の期間徒過について指摘し、本件契約書第9条第1項の遅延賠償金の請求をしていないということを出張しているが、本件契約書第9条第1項にて定められているのは、本件契約書第4条の期間の徒過についてであって、本件契約書第6条の期間徒過についてではない。当市は本件契約書第6条の期間徒過自体についても存在していないものと考えてはいるものの、仮に本件契約書第6条の期間徒過があったとしても、本件契約書第9条第1項が規定する遅延賠償金は発生しない。したがって、請求人の主張する遅延賠償金は生じていない。少なくとも、地方自治法第242条第1項が規定する「これらを証する書面」の提出がないと言わざるを得ない。

イ 請求人が主張する、業務仕様書に照らして未達の3項目については、以下のとおり未達の項目はない。

- (ア)「県内および周辺自治体におけるアイススケート場の需要調査」については、報告書の 8 ページから 16 ページに記載されているとおり、行っているという認識である。
- (イ)「照明設備の更新コストを含めた将来収支シミュレーションの作成」については、報告書の 47 ページ以降に記載がある。ただし、照明設備の更新コストについては、どのような用途においても照明設備の更新費用は必要となるため、検討の主眼となり用途別の費用比較には関わらないため、委託先と協議の上、対象としないと決めたものである。
- (ウ)「実現可能性の観点からの比較検討」については、専門のコンサルに委託して実施していることをもって実現の可能性はあるという認識であり、実現の可能性がない部分は、報告書の中からも見当たらないという認識である。

(3)虚偽公文書との接続及び刑事責任の可能性の主張に対する担当課の所見

メールで届いた業務報告書について、データでの検査を令和 5 年 12 月 8 日に行っている。ただ、市民の方からのご指摘により調査したところ、成果品の一部である CD-R の受付日は令和 5 年 12 月 15 日だった。よって、受付日は訂正すべきと判断し、令和 7 年 8 月 18 日起案の決裁により訂正の手続きを行っている。CD-R については、令和 5 年 12 月 8 日に検査したデータと同様のものが納品されたことを同年 12 月 15 日に確認している。

第 3 監査の結果

1 主 文

浜田市長に対し、令和 8 年 6 月 19 日までに、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に対し、遅延賠償金 5,100 円の支払いを請求するよう勧告する。

2 理 由

(1) 関係法令

ア 地方自治法

第 1 条～第 234 条 略

(契約の履行の確保)

第 234 条の 2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

イ 浜田市契約規則

第 1 条～第 32 条 略

（検査）

第 33 条 検査を命ぜられた職員（以下「検査員」という。）

は、工事、製造その他の請負契約について契約の相手方からその工事又は給付が完了した旨の通知を受けたときは、当該通知を受理した日から工事については 14 日、その他の給付については 10 日以内に契約書、仕様書、設計書及びその他の関係書類に基づいて当該工事又は給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査員は、物件の買入れ及びその他の契約について契約の相手方からその給付が完了した旨の通知を受けたときは、当該通知を受理した日から 10 日以内に契約書及びその他の関係書類に基づいて当該給付の内容について検査を行わなければならない

第 34 条～第 36 条 略

（履行遅滞の場合における損害金）

第 37 条 契約の相手方の責めに帰すべき事由により、契約期間内に義務を履行しない場合（公有財産若しくは物品の売払い又は貸付けの契約において遅延利息を徴収するときを除く。）は、契約金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を損害金として請求するものとする。

(2) 認定事実

本件請求に関し、次の事実を認定した。

ア 令和 5 年度「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務委託」について

(ア) 上記業務の納品物である CD-R に保存された成果品データは、以下のとおりである。

A 【報告書】サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務.pptx

【最終更新日時】 2023/12/14 17:20

B 【報告書・概要版】サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務.pptx

【最終更新日時】 2023/12/13 23:29

(イ) 令和 5 年 11 月 28 日及び同年 12 月 6 日に三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社からメールにより提出されたとされる成果品データについて

上記の成果品データについて教育委員会スポーツ振興課に提出を求めたところ、提出されたデータの最終更新日は令和 8 年 1 月 17 日となっており、当時の原本は確認できなかった。

イ 契約書の締結について

(ア) 浜田市（以下「発注者」という。）と三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「受注者」という。）は、令和 5 年 7 月 31 日、「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務委託契約（以下「本契約」という。）」を締結した。

(イ) 本契約には主に次のような条項がある。

第 1 条 発注者は、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

第 2 条 受注者は、別添「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務委託仕様書」により、委託業務を処理しなければならない。

第 3 条 発注者は、委託業務に対する委託料として、金 4,999,500 円（うち消費税及び地方消費税の額 454,500 円）を受注者に支払う。

第 4 条 委託の期間は、契約締結日から令和 5 年 11 月 30

日までとする。

第 6 条 受注者は、委託業務完了後、10 日以内に委託業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

第 7 条 発注者は、前条の完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に委託業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 前項の場合においては、前条及び第 1 項の規定を準用する。

第 9 条 受注者は、正当な理由によらないで第 4 条の委託期間内に委託業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、発注者が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「法定率」という。）を乗じて計算した遅延賠償金を発注者に支払わなければならない。

(ウ)本契約第 2 条に示された委託業務の処理方法について

本契約第 2 条には、委託業務の処理方法として「「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務委託仕様書」により、委託業務を処理しなければならない。」と規定されている。

また、同仕様書には「6 業務内容」、「8 成果品の提出」として、それぞれ次のように記載がある。

6 業務内容

(1) アイススケート場の需要調査及び運営状況等の調査分析
(中略)

(2) 効果的・合理的な活用方法の検討
(中略)

(3) 活用方法に関するアンケート調査の実施
(中略)

8 成果品の提出

- (1) 「6 業務内容」の成果を報告書としてとりまとめ、次の形式により市に提出する。提出時には、市の担当者に対し、内容の説明を行うこと。

紙媒体 2部

電子媒体 CD-R 一式

- (2) 提出先

浜田市教育委員会 文化スポーツ課

(3) 監査委員の判断

ア 請求の要旨について

地方自治法第242条第1項では「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されているところ、請求人の請求する措置のうち、第2項以外の請求はいずれもその内容が上記法定類型に非該当又は第2項の請求に包摂されるべき内容であるといえる。したがって、本監査においては、上記第2項の請求についてのみ審理することとする。

なお、請求人の主張する「遅延損害金」は、「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務委託契約書」第9条に規定される「遅延賠償金」を指していると解される。

イ 請求期限について

地方自治法第242条第2項は「前項の規定による請求は、当

該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定している。そして、この正当な理由の有無に関して、最高裁判所は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力を持って調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきであるとの基準を示している（最高裁昭和 63 年 4 月 22 日判決）。

浜田市長は、その弁明において「仮に請求人の主張する遅延損害金が生じているとしても、遅くとも令和 5 年 12 月 15 日には生じていることになるから、既に 1 年を経過しているため却下すべきである。」と主張するが、本請求が令和 5 年 12 月 15 日から 1 年を経過してからなされたのは、成果品たる報告書を浜田市が受領した日が実際は令和 5 年 12 月 15 日であるにもかかわらず、それが令和 5 年 12 月 8 日である、との事実と異なる内容の公文書を浜田市の担当者が作成し、その前提でその後の事務が進められたことに起因しており、市民からの指摘により浜田市の担当者がこの日付の誤りを認め、上記受領日を令和 5 年 12 月 8 日から令和 5 年 12 月 15 日に訂正するための内部決裁を得たのが令和 7 年 8 月 21 日になってからであり、さらにこれらの事実経過が特に公表されたものではないといった事情も勘案すれば、請求人が相当の注意力を持って調査をしたとしてもこれらの事実を 1 年以内に知ることは客観的にみて困難であったと考えられる。また、請求人が報告書の受領日を訂正するための公文書を情報公開制度によって入手したのは令和 8 年 2 月 6 日であり、本請求がなされたのはその 21 日後の令和 8 年 2 月 27 日であるため、請求人は、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたともいえる。よって、本請求は、請求人の請求が遅れたことにつき正当な理由があると認められるため、浜田市長による上記主張には理由がなく、請求期限の経過を理由とする却下はすべきではない。

ウ 再度の監査請求であることについて

浜田市長は、その弁明書において、請求人は、令和 7 年 7 月 28 日、本請求と同様の内容の監査請求を既に行っており、

これが請求期限の経過を理由に却下されたためその後住民訴訟を提起し現在その訴訟が係属中であるため再度の監査請求を認める必要はなく、また、法的安定性のためにも本請求は却下すべきであると主張する。

しかしながら、監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民は、適法な住民監査請求を経たものとして直ちに住民訴訟を提起することができるのみならず、当該請求の対象とされた財務会計上の行為又は怠る事実と同一の財務会計上の行為又は怠る事実を対象として再度の住民監査請求をすることも許される（最高裁平成 10 年 12 月 18 日判決）。前述のとおり、請求人による本請求は、その期限を経過したことにつき正当な理由が認められるため、請求人による前の監査請求も本来は同様に適法なものであったといえ、請求人が当時の資料の不足によりこのことを監査委員に説明できなかったことも、浜田市の担当者が事実と異なる内容の公文書を作成し、事務を進めていたという経緯に鑑みればやむを得ないと考えられる。したがって、本請求は、再度の監査請求であるとしても適法な請求であると認められる。

なお、住民監査請求制度の趣旨は、住民訴訟の前置手続として、まず監査委員に対して住民の請求に係る財務会計上の行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は怠る事実の違法・不当を当該地方公共団体の自治的・内部的処理によって、予防・是正させることを目的とするものであるため（最高裁昭和 62 年 2 月 20 日判決）、もし仮に本件のような事案で再度の監査請求が認められないとすれば、浜田市の担当者が事実と異なる内容の公文書を作成し事務を進めたことがかえって監査でそれが是正される機会を失わせるという不合理な結果を招いてしまうため、前記の制度趣旨に照らし妥当とはいえない。また、同様の請求内容の住民監査請求と住民訴訟の手続きが同時に進められたとしても、両制度は制度の目的が異なるため、仮に監査委員の意見と裁判所の判断が一致しなかったとしてもそれはそもそも制度設計上想定されていることであり、そのことで法的安定性が揺らぐこともない。

よって、浜田市長による上記主張には理由がない。

エ 受託者の契約上の義務について

本契約第 4 条によれば、本委託業務における業務委託期間の

最終日は令和 5 年 11 月 30 日であり、受託者は同日までに業務を完了させなければならない。そして、受託者は、本契約第 6 条に基づき、委託業務完了後 10 日以内に浜田市に対して委託業務完了報告書を提出しなければならない。なお、令和 5 年 11 月 30 日の 10 日後の令和 5 年 12 月 10 日は日曜日であるため、上記提出期限は浜田市の休日を定める条例第 2 条の規定によりその翌日の令和 5 年 12 月 11 日であったと認められる。受託者は、本契約第 4 条の期限内に委託業務を完了できなかったときは浜田市に対して本契約第 9 条に基づく遅延賠償金を支払わなければならないが、受託者が実際に上記期限内に委託業務を完了したか否かについては、浜田市としては、受託者が本契約第 6 条の委託業務完了報告書の提出期限を遵守したか否かをもって判断するほかない。したがって、受託者は、令和 5 年 12 月 11 日までに委託業務完了報告書を浜田市に提出することで、本契約第 9 条に基づく遅延賠償金の支払義務を免れることができ、逆にこれに間に合わなかった場合は、本契約第 9 条に基づく遅延賠償金を浜田市に対して支払う義務を負うことになることと解される。

オ 本契約第 6 条の委託業務完了報告書の提出の形式について

本契約第 6 条には、委託業務完了報告書の提出期限についての定めはあるものの、その提出の形式についての定めはない。一方で、本契約第 2 条には、受注者は仕様書により委託業務を処理しなければならない旨が規定されており、その仕様書の第 8 項では、委託業務の成果品としての報告書は、紙媒体 2 部、電子媒体 CD-R 一式で提出する必要がある旨が規定されている。

仕様書は、別紙形式によって本契約における業務の内容を詳細に示すものであるため、本契約に記載のない業務に関する内容については仕様書の記載をもって補い理解する必要がある。したがって、受託者は、本契約第 6 条の委託業務完了報告書の提出は、仕様書の規定に従い、紙媒体 2 部、電子媒体 CD-R 一式の形式でなさなければならないと解される。

なお、本契約第 6 条の委託業務完了報告書は、その後、本契約第 7 条第 1 項により検査の対象となるものであるため、そのように解さなければ検査後に受託者又は浜田市が委託業務完了報告書の内容を容易に改ざんすることが可能になってしまうという不都合が生じてしまうこととなる。また、仮に本契約

第 6 条の委託業務完了報告書と仕様書第 8 項の成果品としての報告書が別物であると解した場合、本契約第 6 条の委託業務完了報告書の提出の形式には制限がないことになってしまい、仕様書第 8 項の成果品としての報告書にも提出期限がないことになってしまうため、当該解釈は一般的な取引慣行に反し現実的なものとはいえない。

カ 小括

以上のとおり、受託者は、浜田市に対して、令和 5 年 12 月 11 日までに紙媒体 2 部、電子媒体 CD-R 一式の形式で委託業務完了報告書を提出しなければ、委託業務の履行遅延となり、本契約第 9 条に基づく遅延賠償金の支払い義務を負担しなければならなくなると解される。これを本件についてみると、受託者が浜田市に対して、仕様書の形式に則った委託業務完了報告書を提出したのは令和 5 年 12 月 15 日であるため、受託者には本件委託業務につき履行遅滞があることが認められ、よって、受託者は、本契約第 9 条に基づく遅延賠償金の支払い義務を負うことになる。浜田市は、受託者に対してこの遅延賠償金の請求を行っていないが、このことは私法上の債権を放置していることになるため、地方自治法第 242 条第 1 項の財産の管理を怠る事実該当すると解される。

キ 浜田市長の主張について

浜田市長は、その弁明書において、受託者は浜田市に対して令和 5 年 12 月 6 日に委託業務完了報告書をデータで提出しており、本契約第 7 条の検査後に訂正したものをデータで提出のうえ同条第 3 項に基づいて再度成果物として提出しているので契約違反はないと主張する。しかしながら、当該主張は次の各理由により是認することはできない。

(ア) 前述のとおり、委託業務完了報告書は、紙媒体 2 部、電子媒体 CD-R 一式の形式で提出される必要があり、単なるデータの提出では本契約第 6 条の委託業務完了報告書の提出があったとはいえない。したがって、仮に受託者が浜田市に対して令和 5 年 12 月 6 日に何らかの報告書をデータで提出していたとしても、それは完成された本契約第 6 条の委託業務完了報告書ではなく、その前段階の未成品（浜田市の担当者が上司らから検査合格の内諾

を得るための案やたたき台といったもの)に過ぎないと解される。

- (イ) 浜田市の担当者は、令和 5 年 12 月 6 日に受託者から電子メールで報告書のデータを受信したと述べているが、それを裏付ける端的な資料(浜田市が受託者から令和 5 年 12 月 6 日に受信した電子メールで、委託業務完了報告書のデータが添付されていることがわかるもの)の存在を確認することができない。したがって、浜田市の担当者の当該供述内容の真偽を確認することができない。
- (ウ) 浜田市の担当者は、令和 5 年 12 月 8 日時点では受託者が浜田市に対して紙媒体及び電子媒体の形式の報告書を未だ提出していないことを認識しながら、同日、これらが提出済であるとする事実と異なる内容の公文書を起案し、検査を合格とするための決裁を上司らから得ている。また、同人は、紙媒体及び電子媒体の形式の報告書を令和 5 年 12 月 15 日に受領した際、その納品書に敢えて令和 5 年 12 月 8 日の受付印を押している。これらの事実は、令和 5 年 11 月 30 日の 10 日後の令和 5 年 12 月 10 日が日曜日であるため、遅くともその直近の金曜日である令和 5 年 12 月 8 日には浜田市が上記報告書を受領していなければ契約上不都合が生じる、と浜田市の担当者が考えていたことを強く推認させる。
- (エ) 浜田市長は、令和 5 年 12 月 15 日に提出された報告書は、本契約第 7 条第 3 項に基づいて提出されたものである旨を主張するが、そうであるなら、同規定は前条のみならず同条第 1 項の規定も準用しているため、同報告書は再度検査を受けなければならないことになるが、浜田市が令和 5 年 12 月 15 日に受領した報告書の検査を行ったとの事実を確認することができない。
- (オ) 浜田市が検査に合格したとする報告書と令和 5 年 12 月 15 日に浜田市が受領した報告書の内容の同一性を示す公文書の存在を確認することができない。

ク 遅延賠償金の額

本契約第 9 条に基づく遅延賠償金の額は、別紙遅延賠償金計算書記載のとおり金 5,100 円である。

ケ 結論

よって、請求の要旨第 2 項には理由があると認め、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により主文のとおり決定する。

(別紙)

遅延賠償金計算書

契約金額	法定率	契約期間満了日	遅延賠償金起算日	遅延賠償金末日	経過日数	遅延賠償金
4,999,500円	年2.5%	令和5年11月30日	令和5年12月1日	令和5年12月15日	15日	5,100円

※遅延賠償金については百円未満切捨て